第 4 回伊賀市障がい者福祉計画策定委員会

日時：令和８年 9 月 25 日（金）18：00

場所：伊賀市役所 501 会議室

事務局：ただ今から第 4 回伊賀市障がい者福祉計画策定委員会を開催させていただきます。皆さまにはご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。議事が始まりますまで進行を務めさせていただきます、障がい福祉課の谷口です。よろしくお願いいたします。本日ご出席いただいております委員は、22 名中 13 名でございます。当計画策定委員会条例第 6 条の規定におきまして、委員の半数以上の出席がございますので、本委員会は成立しておりますことをご報告いたします。本日の策定委員会におきましては、第 3 回策定委員会でご検討いただきました第 5 次障がい者福祉計画骨子案から、庁内推進会議等を開催し、各施策に該当する取り組みやその内容について整理を行い、中間案を作成いたしました。本日はこれにつきましてご意見をいただきたいと存じます。

あいさつ

事務局：それでは初めに、健康福祉部長の川北よりご挨拶を申し上げます。

健康福祉部長：皆さま、こんばんは。健康福祉部長の川北でございます。皆さまにおかれましては、お仕事の後でお疲れのところ、また遅い時間にもかかわらず、第 4 回伊賀市障がい者福祉計画策定委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。日頃より委員の皆さまには、本市の障がい者福祉の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、心よりお礼申し上げます。本委員会も本日で 4 回目を数えます。これまでの 3 回にわたりまして、計画の基本理念や重点施策に至るまで、大変熱心にご議論をいただきました。皆さまそれぞれの専門的なお立場や、当事者としての切実な視点から寄せられました数多くの貴重なご意見は、私どもの計画づくりの確かな礎となっていると感じております。改めて深く感謝申し上げます。さて、本日の議題は事項書にございますように、皆さまから賜りましたご意見をもとに取りまとめました次期障がい者福祉計画の中間案でございます。この計画は、昨年度作成いたしました第 5 次伊賀市地域福祉計画の基本理念でございます「一人ひとりがつながり　全ての人が輝く　共生のまちづくり」を障がい福祉分野で具体化・具現化するための大変重要な実施計画となります。そしてこの計画が目指すのは、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに個性と尊厳を認め合い、支え合いながら自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現でございます。本日お示しする中間案は、その実現に向けた施策の具体的な方向性を示すいわば未来への設計図でございます。つきましては、委員の皆さま方には、この中間案をさらに市民の皆さまにとって身近で実効性の高いものとするため、忌憚のないご意見、そしてさらなるご提案を賜りますよう心よりお願い申し上げます。長時間の協議となりますので皆さまには大変ご負担をおかけいたしますが、本日の会議が実り多いものとなりますよう、一層のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：座って失礼いたします。本日、副委員長につきましては、Zoom にてご参加いただいております。ありがとうございます。それでは協議事項に入る前に、皆さまにお願いがございます。この策定

委員会は、伊賀市情報公開条例第 24 条に基づき会議の公開を行いますことと、審議会等会議の公開に関する要綱第 8 条に基づき、会議録作成のため録音をさせていただきますことをご了承願います。続きまして、事務局より配布資料の確認をさせていただきます。

事務局：障がい福祉課総務係の垣中です。よろしくお願いいたします。本日お配りしております資料につきましては、事前に郵送でお送りさせていただいたかと思いますが、事項書と資料 1「第 5 次伊賀市障がい者福祉計画　中間案」、および参考資料「サブタイトル案」となっております。不足等ございましたらお申し付けください。よろしいでしょうか。それでは失礼いたします。

事務局：それでは事項書に沿って進めさせていただきます。ここからの進行は、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例第 6 条に基づき、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長：皆さま、こんばんは。第4回ということで、前回骨子案に関して皆さまからご意見をいただき、それを基に庁内で中間案を取りまとめていただきました。本当にありがとうございます。本日はこの中間案につきまして、皆さまから忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは議題に進んでまいりたいと思います。議題 1「第 5 次伊賀市障がい者福祉計画中間案について」、事務局より説明をお願いいたします。

【議題】

1　第５次伊賀市障がい者福祉計画中間案について【資料１】

事務局：それでは資料 1 をご覧ください。資料につきましては第 5 次計画の中間案となります。まず「第 1 章 計画策定にあたって」について説明いたします。1 ページをご覧ください。「1 計画策定の背景」について、ここでは伊賀市の人口や全人口に対する障がい者手帳所持者の割合などの状況を説明しています。さらに内閣府が作成する「障害者白書」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」から見えるニーズ等を記載しています。次に「2 計画策定の目的」について、制度改正や社会情勢の変化を踏まえたうえで、お互いの人権を尊重し合いながら、主体的に生きる力を身につけ、つながりを持って安心して心豊かに暮らせるように支援するため、「ひとづくり」「しくみづくり」「まちづくり」の推進を目的とし、取り組みを進めていくための基本方針として策定することを記載しています。2 ページをご覧ください。「3 計画の位置づけ」について、本計画は障害者基本法第 11 条に基づく市町村障害者計画です。また伊賀市においては、昨年作成された第 5 次地域福祉計画の下位計画となることを図に表しています。次に「4 計画期間」について、第 5 次伊賀市障がい者福祉計画の期間は、図に示すとおり令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 か年となり、同じく令和 9 年度から開始する第 8 期伊賀市障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画は、障がい者計画の期間との整合性を図りつつ国の基本方針等に基づき、中長期的なサービス見込み等についても本計画に反映するものです。3 ページをご覧ください。「5 計画の策定方法」について、（1）では計画策定にあたりアンケート調査を実施したことに触れています。またアンケート調査等の結果報告を閲覧できる二次元コードを添付いたします。4 ページをご覧ください。（2）では計画を作成するための策定委員会について、（3）ではパブリックコメントについて記載しています。パブリックコメントにつきましては、策定委員会および市議会全員協議会等を経た後、1 ヶ月程度実施する予定です。5 ページをご覧ください。「6 計画の推進方法」について、本計画の具体的な施策の検討や進捗状況の点検・評価等を行う体制として、（1）では障がい者地域自立支援協議会及び専門部会等の運

営について、（2）では障がい者福祉計画庁内推進会議の運営について、（3）では伊賀圏域で行っております伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の運営について、図等を交えて記載しています。

事務局：6ページをご覧ください。第2章「伊賀市の現状」についてです。「1 人口の状況」では、年齢3区分別の人口推移について掲載しています。伊賀市においては、65歳以上の年齢層を支える若い年齢層が減っていることから、高齢者人口1人を生産年齢人口1.7人で支えている現状を記載しています。7ページをご覧ください。「2 障がいのある人の状況」について、令和7年度末現在で障害者手帳所持者は5,707人と人口の6.9%となります。対人口比につきましては、第4次計画策定時の令和元年度は7.0%でありましたので、0.1%の減と大きな変化はありません。しかし、これは3障害のうち療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加していますが、身体障害者手帳所持者数が996人減となっているためと考えられます。表には直近の手帳別所持者数や対人口比、手帳種別・階級別数値等を掲載し、9ページでは障害福祉サービス支給決定者数の推移等をグラフで載せております。

事務局：10ページをご覧ください。第3章「計画の基本的な考え方」です。「1 基本理念」は、前計画の基本理念を継承し、本計画においても「だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる」とします。アンケート調査からは、住み慣れた地域で家族とともに暮らし続けたいという強い願いが寄せられました。一方で、周囲の理解に対する不安や社会生活におけるさまざまな障壁など、日々の暮らしに困難を感じている現状も浮かび上がっています。また、ご本人だけでなく支えるご家族の負担軽減を求める切実な声も聞かれます。伊賀市ではこうした声に真摯に向き合い、上位計画である第5次伊賀市地域福祉計画の理念を大切にしながら、互いに連携して施策を推進します。自分自身の力で主体的に生活を営む「自助」、地域社会においてお互いに支え合う「共助」、そして制度に基づく適切な支援を行う「公助」の考え方のもと、だれもが相互に理解を深め合える環境づくりを進めます。障がいのあるなしにかかわらず、お互いの個性と尊厳を認め合い、市民一人ひとりが主人公として安心して心豊かに暮らせるまちの実現を目指します。11ページをご覧ください。「2 計画の見直しポイント」について、本計画の策定にあたり、国の新たな動向やアンケート調査等から見えてきた伊賀市の課題を踏まえ、重点的に取り組むべき要素を5つのカテゴリーに整理しました。12ページをご覧ください。5つ目の見直しポイントとして、今回新たに「多様な主体の連携・協働による実効性のある推進体制の構築」を追加いたしました。基本理念にある「自助・共助・公助」のもと、行政だけでなく市民、当事者団体、地域、事業者など多様な主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働することが不可欠であることから、取り組みの主体（「市民・地域」「事業者」「行政」）と、取り組みの様態記号（◎：主たる役割を担う主体、○：連携・協働して取り組む主体）を設定し、役割分担を図式化いたします。

事務局：13ページをご覧ください。「3 障害福祉の目標」と取り組み主体の割り当てについて説明いたします。基本理念の達成に向け、4つの目標を掲げます。なお、目標の文末表記につきましては、「～つくります」から「～つくる」に文言修正を行います。目標Ⅰ「一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる」における基本方針は3つです。基本方針1「情報提供と相談支援の充実」は行政を◎、市民・地域・事業者を○とします。基本方針2「生活を支援するサービスの推進」は事業者を◎、市民・地域・行政を○とします。基本方針3「保健・医療・福祉分野の連携体制の強化」は事業者と行政を◎とします。目標Ⅱ「生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる」における基本方針は5つです。基本方針1「一生涯を通じた生活支援システムの充実」は行政を◎、市民・地域・事業者を○とします。基本方針2「早期療育と保育の充実」は事業者と行政を◎とします。基本方針3「学齢期のこどもの教育・療育の推進」は事業者と行政を◎とします。基本方針4「就労支援の推進」は事業者を◎、市民・地域・行政を○とします。基本方針5「社会参加活動

の推進」は市民・地域を◎、事業者・行政を〇とします。14 ページをご覧ください。目標Ⅲ「安定したサービス提供体制を確保する」における基本方針は 2 つです。基本方針 1「障がい福祉を支える人材の確保」は事業者を◎、行政を〇とします。基本方針 2「サービスの質の向上と適正な運営」は行政を◎、事業者を〇とします。目標Ⅳ「だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる」における基本方針は 2 つです。基本方針 1「市民の理解・協働の推進」は市民・地域を◎、事業者・行政を〇とします。基本方針 2「安心・安全・快適なまちづくりの推進」は行政を◎、市民・地域・事業者を〇とします。15 ページをご覧ください。「4 計画の体系」として、骨子案を整理した体系図を掲載しております。以上、第 1 章から第 3 章までの説明とさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

委員長：ご説明ありがとうございました。それでは、ただいま説明いただいた第 1 章から第 3 章の内容について、ご質問やご意見がございましたら挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

委員：13 ページの目標Ⅱの役割分担表についてお伺いします。5 つの基本方針のうち、基本方針 2「早期療育と保育の充実」と、基本方針 3「学齢期のこどもの教育・療育の推進」の欄で、「市民・地域」のところがブランク（空欄）になっています。就労支援や社会参加には〇や◎が入っていますが、実際の現場では、子供に障害や発達の課題がある場合、保護者自身が受け止めて積極的に動かないと、受診や療育手帳の申請、支援へのアクセスに結びついていきません。保護者の中には否定的な思いから受診をためらわれるケースもありますが、保護者や地域の協力が不可欠です。「市民・地域」（当事者・保護者）の欄にも役割としてマークを入れてはいかがでしょうか。

事務局：ご指摘ありがとうございます。教育や療育を受ける側という捉え方だけでなく、当事者・保護者や地域自身が主体的に動いていく重要性を改めて認識いたしました。ご提案のとおり、「市民・地域」の欄にも「〇（連携・協働して取り組む主体）」を追加・修正させていただきたいと思います。

委員長：皆さま、よろしいでしょうか。そのように修正させていただきます。ありがとうございます。他にございますでしょうか。Zoom でご参加の副委員長、いかがでしょうか。

副委員長：Zoom から失礼いたします。各基本方針に◎や〇のマークを割り当てる作業は大変ご苦労されたことと思います。1 点お伺いしたいのですが、市民や事業者に〇や◎が付いている取り組みについて、進捗状況の確認や中間評価などは今後どのように行っていかれるお考えでしょうか。

事務局：進捗管理について、市民や事業者に関わる部分の把握は非常に難しい面がございますが、自立支援協議会や各専門部会、市が実施する研修会やアンケート調査等の機会を捉えて、取り組み状況の把握と評価に努めてまいりたいと考えております。

副委員長：了解いたしました。ありがとうございます。

委員長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしければ、続いて第 4 章の説明に移りたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、ここからは私から第 4 章「進めていく施策」について説明させていただきます。資料は 16 ページをご覧ください。第 4 章では、4 つの基本目標を達成するための具体的な施策を記載しております。個別の施策に入る前に、第 4 章の全ての取り組みに関係する「6 つの視点」について説明いたします。現行の第 4 次計画においても 5 つの視点を掲げておりましたが、今回の第 5 次計画における「6 つの視点」は、基本的な考え方を継承しつつ近年の国の指針等を反映させております。これらの視点は、全ての施策を企画・実行・評価する際に常に意識すべき基本的な考え方です。視点 1「市民や団体等の理解と参加を推進する」：地域福祉計画との一体的推進を明記し、地域共生社会の実現に向けた主体的な参加を推進します。視点 2「関係機関等のネットワークを強

化する」：複雑化するニーズに対応するため、制度の縦割りを超えた包括的な支援体制の構築とネットワーク強化を明記しました。視点 3「障がい者福祉の支援体制を強化する」：福祉人材の確保・育成とサービスの質の向上を具体的に明記し、持続可能な支援体制の構築を目指します。視点 4「ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する」：ハード面の整備に加え、情報アクセシビリティの向上を重要要素として明確に位置づけました。視点 5「効果的な事業推進を図る」：PDCA サイクルの考え方を明示し、市民ニーズに的確に応える実効性のある取り組みとします。視点 6「当事者の意思決定の尊重と権利擁護を推進する」：今回新たに追加した視点です。障がいのある方が自らの意思で人生を選択し、一人の市民として主体的に社会参加できる仕組みを整えます。各目標の記載構造といたしまして、本計画では「現状と課題」を分析した後に、新たに「方向性」という項目を設定いたしました。「方向性」という道筋に沿って、個別の「取り組み」を展開する構成としております。

事務局：目標Ⅰ「一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる」（17 ページ）文末を「〜つくります」から「〜つくる」へ修正いたします。本目標では「情報提供と相談支援の充実」「生活を支援するサービスの推進」「保健・医療・福祉分野の連携体制の強化」の 3 つの基本方針を掲げます。変化点といたしましては、情報が届いていない課題に対して ICT 活用や多角的な情報発信（情報アクセシビリティ）を強化した点、権利擁護・意思決定支援の推進を明記した点、強度行動障がいなど専門的な地域生活支援の充実を打ち出した点です。18 ページ、基本方針 1「情報提供と相談支援の充実」の方向性では、多様な媒体による情報発信と ICT 等を活用した情報アクセシビリティ向上を定めています。19ページからの取り組みでは、HP・SNS改善や音声・点字広報の発行、権利擁護・意思決定支援の推進等を掲げております。22 ページ、基本方針 2「生活を支援するサービスの推進」の方向性では、家族の負担軽減、安心できる住まいの確保、経済的自立に向けた支援など地域生活基盤の総合的整備を定めています。短期入所の利用促進や居住支援協議会と連携した住まい確保等に取り組みます。24 ページ、基本方針 3「保健・医療・福祉分野の連携体制の強化」の方向性では、医療的ケア児・者等が安心して暮らせるよう関係機関が緊密に連携する支援基盤の充実を定めています。26 ページの精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築やピアサポート体制の整備等を推進いたします。

事務局：目標Ⅱ「生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる」（27 ページ）インクルーシブ教育の推進を新設し、28 ページ、基本方針 1「一生涯を通じた生活支援システムの充実」の方向性では、年少期からのインクルーシブ教育推進や 2040 年問題を見据えた障がい・介護の垣根を超えたトータルサポート体制の構築を定めています。30 ページでは、18 歳前後の移行期（18 歳の壁）における切れ目のない支援等を展開します。32 ページ、基本方針 2「早期療育と保育の充実」の方向性では、母子保健や関係機関と連携した相談体制の強化、巡回訪問による質の高い保育支援等を定めています。33ページ、基本方針3「学齢期のこどもの教育・療育の推進」の方向性では、インクルーシブ教育に基づく特別支援教育の推進や、放課後等デイサービス等による居場所確保を定めています。36 ページ、基本方針 4「就労支援の推進」の方向性では、ハローワーク等と連携した就労支援ネットワーク強化や合理的な配慮の提供促進等を定めています。40 ページ、基本方針 5「社会参加活動の推進」の方向性では、情報保障（手話通訳等）の充実や文化・スポーツ・当事者活動の支援を定めています。

事務局：目標Ⅲ「安定したサービス提供体制を確保する」（41 ページ）「福祉人材の確保」を基本方針に格上げし、福祉の魅力発信や新規参入促進、基幹相談支援センターを中心とした中核的支援体制の強化による全体の支援の質の底上げを定めています。目標Ⅳ「だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる」（45 ページ）改正障害者差別解消法を踏まえた合理的配慮の提供推進や、

地域共生社会の実現に向けた助け合い・居場所づくりを両輪で推進することを定めています。51ページ、基本方針2「安心・安全・快適なまちづくりの推進」では、移動の自由の確保、心のユニバーサルデザインの推進、個別避難計画の作成推進等を掲げております。以上で第 4 章の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長：ご説明ありがとうございました。なお、本日欠席の委員から事前にご意見をいただいておりますので、事務局より紹介をお願いいたします。

事務局：委員より「高校生（高校卒業後）に対する支援についての記述が不足しているのではないか」とのご指摘をいただきました。確認いたしましたところ、確かに高校卒業後の支援に関する明確な記載が不十分でしたので、30 ページの目標Ⅱ基本方針 1（3）「自立した地域生活のための支援」の取り組み内容に、18 歳前後の時期（18 歳の壁）における進路選択やスムーズな地域生活・就労移行に向けた教育と福祉の連携による切れ目のない支援を明確に追記・修正させていただきたいと考えます。

委員長：事務局からの追記提案ですが、皆さまいかがでしょうか。ありがとうございます。高校卒業後に支援が途切れることのないよう、文言を追加させていただきます。それでは、各委員の皆さまからご質問やご意見をお願いいたします。

委員：26 ページの基本方針 3（3）「ピアサポーターへの支援体制の整備」について、計画に盛り込んでいただき大変ありがたく思っております。今後具体的にどのような活動や支援を行っていくイメージをお持ちかお聞かせください。

事務局：ピアサポーターの役割は極めて重要であると認識しております。近隣の名張市等での先行事例や市内事業所の動きを把握しながら、この6年間の計画期間の中でピアサポーターの方が継続的・安全に活動できるよう、具体的な支援体制の検討を進めてまいりたいと考えております。

委員：ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

委員：36 ページの就労支援の方向性について質問です。令和 7 年 10 月から「就労選択支援事業」が新たに開始されております。文面には就労移行から就労定着とありますが、就労選択支援から就労移行、そして就労定着へという一貫したプロセスや位置づけがわかるよう、文言を追加していただけるとより良くなると思います。

事務局：ご指摘のとおり、就労選択支援の視点は不可欠でございます。選択支援から移行、定着へ至る切れ目のない流れが明確に伝わるよう、文言を整理して追記いたします。

委員：23 ページの強度行動障がいのある人への支援に関連して発言させていただきます。施設入所や病院に頼らず地域で暮らすという理念は理解できますが、強度行動障がいの当事者を在宅で支えるご家族の負担は限界を超えており極めて壮絶です。また、現実にはグループホームであっても強度行動障がいを受け入れられるところはほとんどありません。理念だけでなく、現場の実態に即した支援をお願いしたい。もう一点、24 ページの早期療育に関連してですが、伊賀市内には発達障害を専門的に診断・治療できる医療機関が一切存在しません。私自身もかつてそうでしたが、保護者は市外や県外（津、鈴鹿、奈良など）の病院を探し回り、受診予約すら数ヶ月待ちという状況です。医療機関の受け皿がないと、どれだけ連携を唱えても絵に描いた餅になってしまいます。行政として実態をどう把握されているでしょうか。

委員：未就学児の療育現場におりますが、委員のおっしゃるとおり伊賀市内には専門医がおられません。名張市立病院の発達外来も他市からの受診制限がかかり、他県の病院でも市外居住者は断られる

ケースが出ております。保護者の皆さまは病院探しに本当に苦労されています。市内に受診できる体制が一日も早く整うことを強く望みます。

事務局：ご家族の厳しい現実や医療機関不足の深刻な実態について、貴重なご指摘をいただきありがとうございます。専門医の確保や総合病院等への働きかけ、広域的な連携など、市としてできる限りの取り組みを粘り強く進めてまいりたいと考えております。

委員：46 ページの「障害が当たり前に受け入れられる文化を醸成する」という表現についてですが、障害者差別解消や社会的障壁の観点から誤解を招きやすいため、権利の行使や差別の解消といった適切な表現に見直すべきです。また、48 ページの「注力します」という文末も計画書の表現として不適切ですので修正をお願いします。

事務局：表現の不備をご指摘いただき申し訳ございません。趣旨を踏まえ、適切な権利保障や差別解消の表現へ見直し・修正いたします。

委員：48 ページの「地域での居場所づくり」について、ひきこもり当事者や家族への支援などが具体的に記載され、非常に分かりやすくなったと感じております。

副委員長：今回の計画は非常に多岐にわたり、理念的・先進的な内容も多く盛り込まれています。行政単独で達成できるものではなく、特定相談支援事業所、社協、当事者、事業者が一体となって推進し、定期的に進捗を確認・評価していく体制が不可欠です。計画策定後も継続的な推進体制を構築していただきたいと思います。

事務局：ありがとうございます。市民・事業者・行政が共に手を取り合い、実効性のある推進体制を築いてまいります。

委員長：皆さま、活発なご議論をありがとうございました。いただいたご意見を反映して修正を行ってまいります。それでは議題 2「その他」に移ります。

【議題】

2　その他

事務局：配布資料の「サブタイトル案」について説明させていただきます。第 4 次計画策定時に「親しみやすい名称を」とのご意見をいただいておりました。そこで、本計画のサブタイトル案として『結（ゆい）のまち共生プラン』を提案させていただきます。「結（ゆい）」は、古くから相互に助け合う「共助」の精神を表す温かい言葉であり、伊賀の伝統工芸である「組紐」の結びつきや助け合いの輪を象徴しております。誰もが孤立せず支え合う「だれもが自分らしく暮らせるまち」の実現に向けた想いを込めております。

委員長：サブタイトル案について、ご意見はいかがでしょうか。

委員：「結のまち」という言葉はこれまで市内で使われたことがなく、市民にとって馴染みが薄いのではないかという懸念があります。

委員：伊賀といえば「忍者」のイメージが全国的・市民的に定着している中で、「結のまち」と言われてもピンとこない印象があります。

事務局：馴染みのない表現というご指摘も理解できますが、忍者とは異なる福祉計画としての温かみや、相互に結びつく共助の想いを込めました。計画書内でも由来を丁寧に説明してまいります。

委員：初めは聞き慣れない言葉かもしれませんが、「忍者」では福祉の温かみや助け合いが伝わりにくい面があります。「結（ゆい）」という言葉を福祉計画の温かい理念として、今後市民に広く浸透させていくという姿勢で進めていただくことに賛成いたします。

委員長：ありがとうございます。パブリックコメント等でも市民のご意見を伺いつつ、共生の理念を表すサブタイトルとして進めさせていただきたいと思います。続いて今後のスケジュールについて説明をお願いします。

事務局：中間案62ページ記載のスケジュールについて説明いたします。本日9月25日の第4回策定委員会後、10月6日（案）庁議、10月20日（案）市議会全員協議会へ中間案を報告し、10月25日～11月24日の1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたします。その後、11月に第3回庁内推進会議、12月中旬に第5回策定委員会を開催し最終案を検討、12月中に市長へ答申する予定です。なお、前回お伝えした「1月の市議会全員協議会報告」につきましては、パブリックコメントで大幅な改訂が生じない限り実施しない方針へ変更させていただきます。

閉会

委員長：今後のスケジュールについてご了承いただけますでしょうか。皆さま、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局：委員長、円滑な進行をありがとうございました。本日いただいたご意見をもとに中間案の修正を行い、パブリックコメント手続きを進めてまいります。追加のご意見がございましたら、今週末までにお寄せください。委員長・副委員長と最終確認の上、アンケート処理やパブリックコメントへ進めます。次回「第5回策定委員会」は12月中旬を予定しております。本日は誠にありがとうございました。閉会とさせていただきます。